

座間市キャッシュレス決済導入委託仕様書

1 業務委託名

座間市キャッシュレス決済導入委託

2 委託業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済に対応した端末（以下「端末」という。）の提供
- (2) 端末のセットアップのサポート
- (3) 端末の操作研修の実施
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 運用、保守の実施
- (6) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
- (7) その他、本業務に必要なもの

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日

4 導入場所

座間市役所本庁舎内（4箇所）

5 調達する機器の要件

以下のとおりとする。なお、(1)から(5)までの機器については無線又は有線により接続し、それぞれの機器が連携し動作すること。

また、通信回線については発注者が用意したものを使用し、ルーター等の機器については受注者が準備すること。

(1) キャッシュレス決済端末（4台）

ア 「6 指定納付受託の方法等」の(2)利用可能な決済サービス・ブランド等に記載のキャッシュレス決済が可能であること。

イ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

ウ カード決済承認番号が即時取得可能であること。

エ PCI DSS の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

(2) POS 機能を搭載した機器（上記キャッシュレス決済端末にインストールするアプリケーションを含む。）（4台）

ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。

イ 決済誤り等発生時に返金処理が容易に可能であること。

ウ 通信障害、システム障害等によるオフライン時にもレジ処理を可能な仕組みとすること。

エ 日次及び月次のデータを集計した日報及び月報を出力すること。

オ 施設又は窓口の名称、決済日、手数料等の名称、金額及び件数並びに決済手段が記載さ

れた明細を決済後 Microsoft Excel で読み取ることができる形式 (xlsx、csv 形式等) で出力することができること。なお、明細には決済ブランドが含まれることが望ましい。

カ POS レジ集計データはクラウドサーバーに保管されること。また複数拠点のデータを一括管理ができ、データの一括出力等も可能であること。

キ インボイス (適格請求書) 制度に対応すること。

ク 機材構成は、省スペースであることが望ましい。(キャッシュレス決済端末に POS 機能が搭載されている等)

(3) 自動釣銭機 (4 台)

ア 現行の日本銀行券及び貨幣を取り扱えること、また、今後の改刷及び改鋳に対応可能なこと。

イ 不良日本銀行券及び貨幣のリジェクト機能を有すること

ウ 常時、機内の現金残高を集計する機能を有すること。

エ 施錠可能であり、別途管理するための鍵があること。

オ インボイス (適格請求書) 制度に対応すること。

カ 利用者とのトラブル防止機能があることが望ましい。(利用者金銭投入時の動画録画機能等)

(4) 領収証 (レシート) を印刷するプリンター (上記 POS 機能を搭載した機器に搭載するものも含む) (4 台)

ア 現金、キャッシュレス決済に関わらずレシートの発行が可能であること。

イ レシートには任意の文字、証明書等の種類、ロゴ (市章) 等の印字が可能であること。

ウ オートカット機能を有すること。

エ 納品時に、レシート用ロール紙を 1 台につき 1 2 巻付属すること。

(5) 機器設置用部品及び付属品一式

(1)から(4)までの機器の設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。

6 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法 (地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号) 第 6 条による改正後の地方自治法をいう。) 第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者となること。

なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類等

別紙 1 「指定納付受託業務の対象となる参考発行手続及び件数等 (令和 3 年度)」のとおり

(2) 利用可能な決済サービス・ブランド等

以下の決済サービス及び各ブランドは必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

ア クレジットカード

VISA、Mastercard

イ 電子マネー

Suica、PASMO、nanaco、WAON、楽天 Edy、iD

ウ QRコード

PayPay、楽天Pay、d払い、auPAY

(3) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した収入は、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。ただし、当該納付方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

イ 月ごとのキャッシュレス決済による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに発注者に送付、または、入金予定日の5営業日前までに Web 上で発注者が確認できるようにすること。

明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

ウ 上記で納付されたクレジットカード等の決済額に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、納付確認後、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

ただし、当該支払方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

エ 立替金を振り込む際の振込手数料は、受注者が負担すること。

(4) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

7 セットアップ・保守・研修の実施

(1) 端末のセットアップのサポート

ア 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

(2) 保守対応

ア ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(3) 端末の操作研修

端末の操作に関する研修を行うこと、具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。

(4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること、操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

8 その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) この業務に関する契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正等により消費税額等に変動が生じた場合の対応は、座間市契約約款に基づく。
- (6) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (7) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (8) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上、決定する。

別紙1 指定納付受託業務の対象となる参考発行手続及び件数等（令和3年度）

発行手続名	件数	単価	金額
戸籍謄抄本	9,405 件	450 円	4,232,250 円
除籍謄抄本 改正原戸籍謄抄本	4,552 件	750 円	3,414,000 円
受理証明	697 件	350 円	243,950 円
住民票全部・一部	34,013 件	300 円	10,203,900 円
除票全部・一部	3,640 件	300 円	1,092,000 円
附票・除附票	1,845 件	300 円	553,500 円
住民票記載	1,310 件	300 円	393,000 円
印鑑証明	17,493 件	300 円	5,247,900 円
その他 (独身証明、身分証明等)	912 件	300 円	273,600 円
課税（非課税）証明	11,678 件	300 円	3,503,400 円
納税証明	1,963 件	300 円	588,900 円
固定資産税諸証明 (評価証明、公課証明等)	5,642 件	300 円	1,692,600 円
住宅用家屋証明	681 件	1,300 円	885,300 円
犬の鑑札	53 件	3,000 円	159,000 円
注射済票	5,311 件	550 円	2,921,050 円